

令和 7 年 6 月 30 日

区政施策調査に伴う議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び大田区議会会議規則第 132 条の規定に基づき、下記のとおり議員を派遣する。

記

大田区議会区政施策調査

1 派遣の目的

本年に中学生派遣を予定しているオーストラリア連邦パース市、ジューンダラップ市等において、安全・安心で継続的に現地との交流がはかれるよう、議会としてのチェック機能を果たしつつ、おおたの国際教育に寄与するため。また、主に自治体間連携・まちづくりの実情及び将来の展望を調査研究し、区政に反映させる。

2 派遣場所

オーストラリア連邦 西オーストラリア州 パース都市圏 パース市、ジューンダラップ市
西オーストラリア州 ロットネスト島

3 派遣期間

令和 7 年 11 月 3 日（月）から 11 月 7 日（金）まで

4 派遣議員

大 森 昭 彦 議員 鈴 木 隆 之 議員 柿 島 耕 平 議員
大 橋 たけし 議員 須 藤 英 児 議員

5 その他

本議決後、一部変更又は中止の場合の決定は、議長に一任する。